2　参加資格

技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は、⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　平成25・26年度国土交通省一般（指名）競争参加資格における建設コンサルタント業務のＡ等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成24年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

④　参加表明書の提出期限から見積もり合わせの日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑤　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年７月14日付け大阪航空局長）に示すところにより大阪航空局長から那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、ＣＰＤ

⑶　業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

5　手続等

⑴　担当部局　〒540―8559 大阪府大阪市大手前４－１－76大阪航空局総務部経理課契約係

ＴＥＬ　06―6949―6206（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　06―6949―6220

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年７月14日から平成26年７月28日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

②　やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を上記⑴担当部局に持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴担当部局にその旨連絡すること。持参による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成26年７月14日から平成26年７月28日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分までとする。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年７月28日17時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。なお、受付期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、郵送にあたっては確実に届くように留意すること。

⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年９月18日17時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。なお、受付期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、郵送にあたっては確実に届くように留意すること。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務契約を当該業務契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計関連業務）

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴担当部局に同じ。

⑹　２⑴③に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。また、２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）は、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　詳細は、説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Design work for Control tower government building of Naha Airport Office

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 28 July 2014 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5 : 00 P.M. 28 July 2014)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 18 September 2014 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5 : 00 P.M. 18 September 2014)

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Section, Accounting Division, General Affairs Department, Osaka Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 4―1―76 Otemae Chuo-ku Osaka-shi 540―8559 Japan TEL 06―6949―6206 FAX 06―6949―6220